

# 杉並区減税基金管理方針

杉並区減税基金条例第4条第1項の規定に基づき、以下のとおり杉並区減税基金(以下「基金」という。)を确实かつ効率的に管理するための方針(以下「基金管理方針」という。)を策定する。

## 1 基金管理方針の目的

基金の管理の基本原則及び管理方法を本方針に基づき定めることにより、安全かつ効率的に保管・運用することを目的とする。

## 2 基金の管理の基本原則

- (1) 基金は、元本を確実に保全し「安全性」を確保するとともに、運用の収益性に配慮し「効率性」の確保に努めなければならない。
- (2) 基金は、国債証券、地方債証券、政府保証証券など安全性や収益性の高い公共債等で運用を行うこととする。

## 3 基金の運用の目標

基金の運用の目標は、長期国債証券(10年)の利回り以上を目指すこととする。

## 4 基金の運用の計画の策定

- (1) 毎年度の基金の運用については、杉並区減税基金委員会に諮問し、基金運用計画を策定するものとする。
- (2) 基金運用計画の案の策定及び基金の運用にあたっては、杉並区基金管理監の支援・助言を受け行うものとする。

## 5 基金管理状況の公表

基金管理状況については、毎年度、その運用計画と実績を区民に公表するものとする。